

# 令和3年 **2**月の**安らぎ**通信

## 目次

- (1)  東日本大震災から 10 年 ひずみ残り続く余震
- (2)  地震保険に非公表基準 損害判定、業界内だけで共有
- (3)  避難所の食 進まぬ改善
- (4)  阪神大震災 26 年の神戸 街づくりに震災の教訓
- (5)  国、被災前の復興準備促す
- (6)  被災後の生活再建に備え 地震保険の機能と費用



## (1) 東日本大震災から 10 年 ひずみ残り続く余震

\*地震の規模で世界第4位に相当するマグニチュード9.0を記録した東日本大震災では、広範囲にわたって岩盤がずれ動いたとみられています。長さは約500km、幅は約200kmに及びました。

\*現在でも本震を引き起こしたプレートの境界付近以外でも、プレート内部の破壊などで別の地震が発生しやすい状況が続いているとみられます。

\*一般的に本震が大きいほど、関連する地震が発生する期間は長くなります。

\*100年以上前の大地震の余震が今でも続いていると考えられる事例も。

内陸直下型の地震として日本史上最大の規模だったとされる1891年の「濃尾地震」では、今も断層付近で余震とみられる微小地震が発生します。

\*気象庁はもし余震が収まってきても、地震の「安全宣言」は発表しません。

①完全に収まるまで数年以上かかる場合がある。

②収まりつつある段階でも大きな地震が発生することがある。

③日本はどこでも大きな地震が発生する恐れがあり「安全」な状況は存在しない。

(2021年1月8日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



## (2) 地震保険に非公表基準 損害判定、業界内だけで共有 恣意的な運用 懸念

- \*地震保険に、契約者に公表されていない「損害判定基準」が存在。
- \*損保業界内では共有されていますが、一般には公表されていません。
- \*地震保険は物件の損害を保険会社や鑑定人が判断し、「全損」「半損」「一部損」などの区分に応じて補償額が決まります。
- \*政府も再保険の形で関与する官民一体の金融商品で、補償内容や判定基準が統一されています。

(2021年1月11日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

## (3) 避難所の食 進まぬ改善



栄養不足・冷めた弁当・・・海外に見劣り

### 専門家「国・都道府県が主導を」

- \*災害時に身を寄せる避難所の食事の改善が進んでいません。栄養バランスも偏り。
- \*イタリアや米国と比べても食事の質に差。
- \*イタリアでは避難所に大きなテントで食堂をつくり、普段は料理人として働く人らがパスタやサラダなど温かい食事を提供。主導するのは国の市民保護省。
- \*米国では、キッチンや必要物資などを備えた避難所が各地にあり、国が主導。
- \*日本では災害救助法で、避難所の運営が市町村に委ねられています。  
自治体「密」防止へ見直し スペース確保、在宅も活用
- \*「スフィア基準」：災害や紛争時の人道的な支援のための国際基準。
- \*最低限の基準として、1人当たり 3.5m<sup>2</sup> のスペースで天井の高さ 2m 以上、トイレは 20 人に 1 つ設置などが挙げられています。
- \*食料は 1 人当たり 1 日 2100 キロカロリーを基準。
- \*日本には被災者が一定期間滞在する指定避難所が 78,000 箇所超。
- \*大阪市では避難所のスペース目安を、従来の 1 人当たり 1.6m<sup>2</sup> から 4m<sup>2</sup> に変更。

(2021年1月12日 産経新聞記事より抜粋・引用)

#### (4) 阪神大震災 26 年の神戸 街づくりに震災の教訓

##### 住民がLINEで情報共有

\*神戸市はLINEを使った全国初となる災害情報の共有システムの実用化に取り組んでいます。

\*災害時に住民らがスマートフォンを使って火災や建物倒壊の情報をLINEの専用アカウントに投稿。

\*住民らが情報を共有することができ、消防や行政の素早い対応も期待されます。

\*2020年7月から神戸市中心部でのタワーマンション新設を条例で制限したのは、防災・減災の狙いも。

\*南海トラフ地震に備え、水門や防潮鉄扉を遠隔操作する全国初のシステムを導入。

2024年度までに市内の73基で整備し、総額33億円を投じます。

\*停電への備えも。

電気自動車などから市内施設に電源供給できる環境を整え始めました。

(2021年1月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



#### (5) 国、被災前の復興準備促す

\*国は2018年、復興のまちづくりを事前に準備するためのガイドラインをまとめ、自治体に取り組みを促しました。

\*全国で全く取り組みを検討していない自治体は45%。

\*具体的な取り組みとして、①職員など復興の組織体制 ②復興の手順 ③職員による復興訓練 ④土地利用状況など基礎データ収集と課題分析 ⑤目指す都市など復興の目標 — の5つの検討を自治体に求めています。

(2021年1月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

## (6) 被災後の生活再建に備え 地震保険の機能と費用

\*地震保険：地震やそれに伴う火災などで住宅が受けた損害を補償する保険。  
国と保険会社が共同で運営。

建物と家財のそれぞれで加入が可能。

\*地震の揺れ、地震を原因とする火災や津波の被害は火災保険では補償されません。

\*地震保険の保険金は、火災保険の30~50%に設定する決まり。

\*補償内容と保険料はどの保険会社で加入しても同じ。

\*損害の程度は「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4区分があります。

\*壁や柱などの主要構造部が時価の50%以上損害を受けるなどすると「全損」となり、保険金の全額が支払われます。

\*一部損では5%しか受け取れません。

\*「特約」などをつけないと、家を元に戻すには足りないことが多いとされています。

\*保険料は住所や建物の構造で決まり、「地震が起きやすい地域、耐震・耐火性能が低い建物は高額」になります。

\*今年1月に保険料が改定されました。

35都県が値上げ、12道府県は値下げ。

\*免震・耐震性能による割引もあります。

\*地震保険の世帯加入率は約33%（2019年）。

\*保険金があれば家を直せなくても、生活を維持する助けになります。

（2021年1月23日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

